

お客さま 各位

## 「当座勘定規定」の改正について

平素より、桑名三重信用金庫をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、当金庫では、「当座勘定規定(一般用・専用約束手形口用)」を下記のとおり改正しますのでお知らせいたします。

なお、本件は、既にお取引をいただいているお客さまにも適用させていただきますが、手形・小切手の決済資金への充当時限等について、従前の取扱いを変更するものではありません。

### ◆対象規定および改正条項

当座勘定規定(一般用)：第9条(支払の範囲)

当座勘定規定(専用約束手形口用)：第10条(支払の範囲)

### ◆改正日

令和5年10月20日(金)

### ◆改正内容

新	旧
<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れ、または振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時を越えて入金した資金も支払いに充当することができるものとし、この取扱いによって生じた損害について当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条(支払の範囲)</p> <p>① 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>② <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p>③ 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>
<p>注)当座勘定規定(専用約束手形口用):第10条の改正も同内容となります。</p>	

以上

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください。